



MPL に関して、各政党へ陳情を行いました

MPL 導入について考えるシリーズ 9

2010年3月11日に「准定期運送用操縦士」を導入する航空法の改定案が、第174回国会に提出されました。日乗連では、航空法改正案の情報を早期に掴み、国会の場においてMPL制度が正しく理解されるように、また我々が考える制度の課題点や問題点を広く世間知ってもらうために、各政党に対して航空三団体として陳情を行いました。

今回のシリーズではこの陳情の流れとその内容を紹介します。

陳情に関する日程

2010年4月14日	共産党 穀田衆院議員	(日乗連2名、航空連1名)
5月11日	社民党 淵上参院議員	(日乗連1名、航空連1名)
	新党日本 田中衆院議員	(日乗連1名、航空連1名)
5月21日	国交省へ「MPLに関する要請書」の提出	(航空三団体)
5月25日	共産党 穀田衆院議員	(航空連1名)
5月26日	民主党 阿知波衆院議員	(日乗連2名、航空連1名)
5月27日	衆議院本会議において、航空法改正案の趣旨説明が行われた。	
5月27日	公明党 (佐藤衆院議員)	(航空連1名)

自民党、国民新党、みんなの党、新党改革、立ち上がれ日本へは陳情要請中。

議員への陳情においてはMPL制度が創設された経緯、MPLと現在ある技能証明制度との比較、MPLの特徴、新しい訓練の構成についての説明を交えながら、特に**MPLは「安く、早く、大量に」操縦士を作るという間違った認識が一部に広がっているが、本来の目的である「安全性向上のツールのひとつ」である**ということを念頭に陳情を行いました。またMPL所持者が従来の二人乗り操縦機の副操縦士と同等以上の安全性を満たす適切な技能レベルが確立できるように国の監督指導が必要であること、訓練に関する技術上の基準の必要性について等、5月21日に国土交通省に提出した要請書に沿う形での陳情となりました。

陳情の中では、JALの再建問題、航空大学の事業仕分けと今後の操縦士養成について、ICAO ANNEXやPANS TRNG等の条約と国内法規との関係等、幅広い立場から今後の操縦士養成について我々の意見を述べる機会ができました。

第174回国会の審議においては、港湾関係、道路関係法案の後に航空法改正案の審議が開始されましたが、6月上旬の参議院解散をめぐる情勢変化もあり、審議は次の国会へと継続されました。日乗連では今後も必要に応じて、国会、国土交通省、他団体等に対して、航空三団体の「MPLに関する要請書」を基に、私たちの考え方を広める活動を行っていきます。

以上